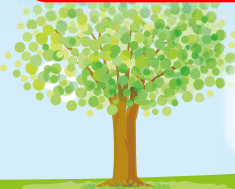
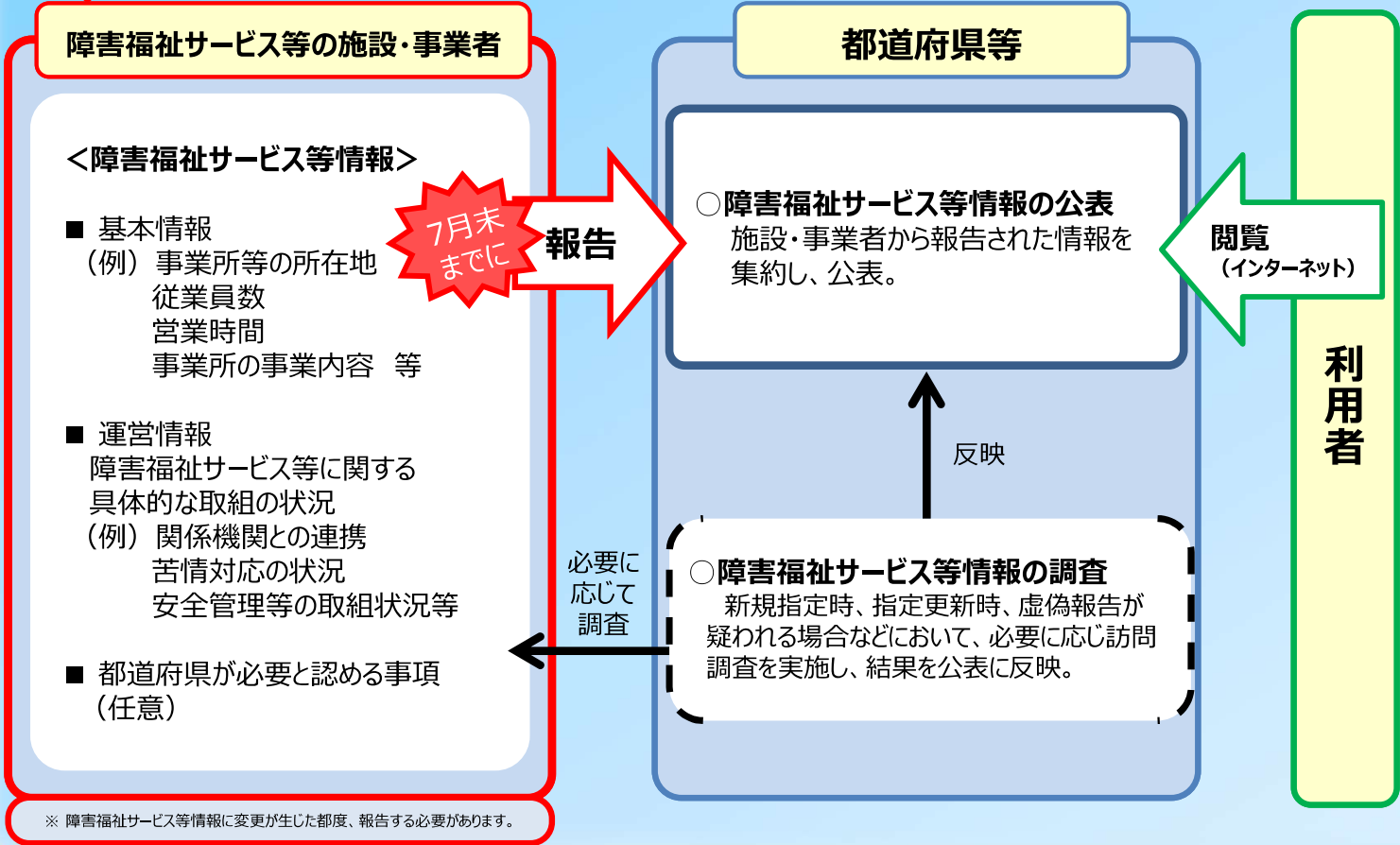


障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みが創設されました。

！ 障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります



○ 下記サービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

1. 居宅介護	7. 短期入所	13. 就労選択支援	19. 共同生活援助	25. 児童発達支援
2. 重度訪問介護	8. 重度障害者等包括支援	14. 就労移行支援	20. 計画相談支援	26. 医療型児童発達支援
3. 同行援護	9. 施設入所支援	15. 就労継続支援A型	21. 地域相談支援(移行)	27. 放課後等デイサービス
4. 行動援護	10. 自立訓練(機能訓練)	16. 就労継続支援B型	22. 地域相談支援(定着)	28. 居宅訪問型児童発達支援
5. 療養介護	11. 自立訓練(生活介護)	17. 就労定着支援	23. 福祉型障害児入所施設	29. 保育所等訪問支援
6. 生活介護	12. 宿泊型自立訓練	18. 自立生活援助	24. 医療型障害児入所施設	30. 障害児相談支援

障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

※ このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

事業者 事業所を所管する都道府県等に法人・事業所基本情報を報告してください。

- 都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。
- 情報公表システムより、ログインID・パスワードが通知されます。

事業者 ID等を用いて情報公表システムにログインしてください。

(※) 都道府県等担当者が、事業者の基本情報について既に登録を行った事業者宛てには、情報公表システムよりID等を通知しています。もし、事業者宛にID等が届いていない場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。



事業者 事業所詳細情報を入力してください。

※経営情報を含めず
申請可能



事業者 事業所詳細情報の経営情報を入力してください。

※事業所の会計年度が
終了したタイミング

事業者 入力内容を確認後、都道府県等へ報告します。

- 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
 - ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。 **※** (修正の上、再度報告します。)
 - ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

- 都道府県などによる承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。

※ 経営情報は国及び都道府県知事等がグルーピングして公表するため、事業者個別のページでは公表されません。

☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書(マニュアル)・記入要領等の資料を掲載していますので、是非ご活用ください。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

お問い合わせ先：兵庫県障害福祉サービス等情報公表システム事務局 電話：078-862-6026
(兵庫県福祉部障害福祉課 電話：078-341-7711 (内線3005))

※神戸市・中核市所管の事業所は、各市へお問い合わせください。